

福岡県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する 条例の制定について

1 制定の理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の制定により、児童相談所に設ける一時保護施設の設備及び運営の基準について、内閣府令で定める基準に従い条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるもの。

2 条例の概要

(1) 目的

一時保護施設に入所している児童が、心身ともに健やかで、安全な生活を送ることを保障するため、基準を定めるもの。

(2) 基準の概要

① 児童の権利擁護等

- ・ 一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
- ・ 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならない。

② 設備基準

- ・ 児童の居室、学習室、運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設けること。
- ・ 児童の居室の定員・面積は、4人以下・4.95㎡/人以上
乳児又は幼児のみの場合、6人以下・3.3㎡/人以上 とすること。
少年（小学校就学以降）の場合、1人・8㎡以上 とするよう努めること。

③ 職員配置基準

- ・ 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員を置かなければならない。

- ・ 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、

満2歳に満たない幼児	おおむね 1. 6人につき 1人以上
満2歳以上満3歳に満たない幼児	おおむね 2人につき 1人以上
満3歳以上の児童	おおむね 3人につき 1人以上

とする。

- ・ 一時保護施設には、夜間、職員2人以上を置かなければならない。

④ その他

- ・ 児童の教育、健康状態の把握、衛生管理、安全計画や業務継続計画の策定等について規定

3 施行日

令和7年4月1日